

# 総務文教常任委員会

H 2 7 . 3 . 9 ( 月 )

午後 1 時 3 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 案件

行政報告

- ・教育委員会制度改革等について（教育総務課、学校教育課）
- ・亀岡市公契約要綱の制定について（契約検査課）

4 その他

## 総務文教常任委員会

# — 提出資料 —

(第 46 号議案関連資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(第 48 号議案関連資料)

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(第 49 号議案関連資料)

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

## 亀岡市教育委員会

# Q&A

## Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することとなります。

## Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることです。

## Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能となります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

## Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるのが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

## Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

## Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

法律詳細：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm)

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年  
4月1日  
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

### POINT①

#### 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

### POINT③

#### 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

### POINT②

#### 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

### POINT④

#### 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

# 教育委員会制度、こう変わる



## これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



## 教育委員会の改革

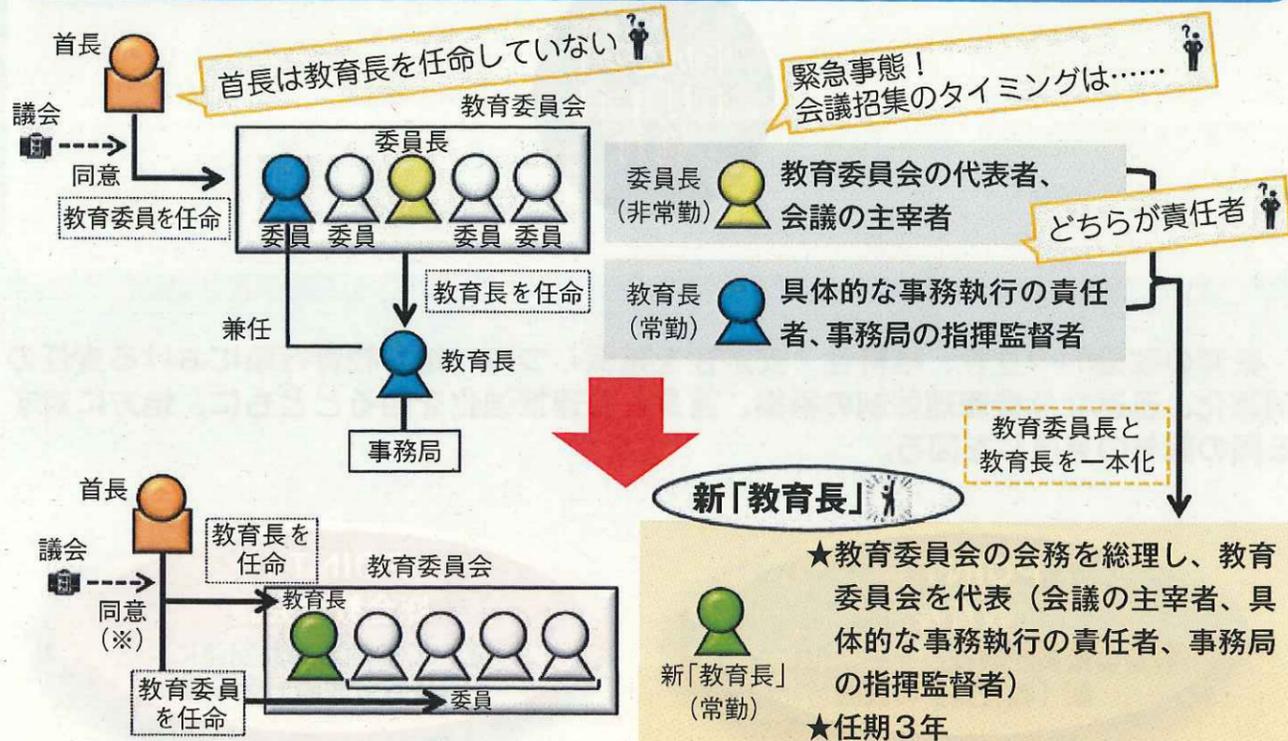
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

## 政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

### POINT ① 教育長

## 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

### POINT ② 教育委員会

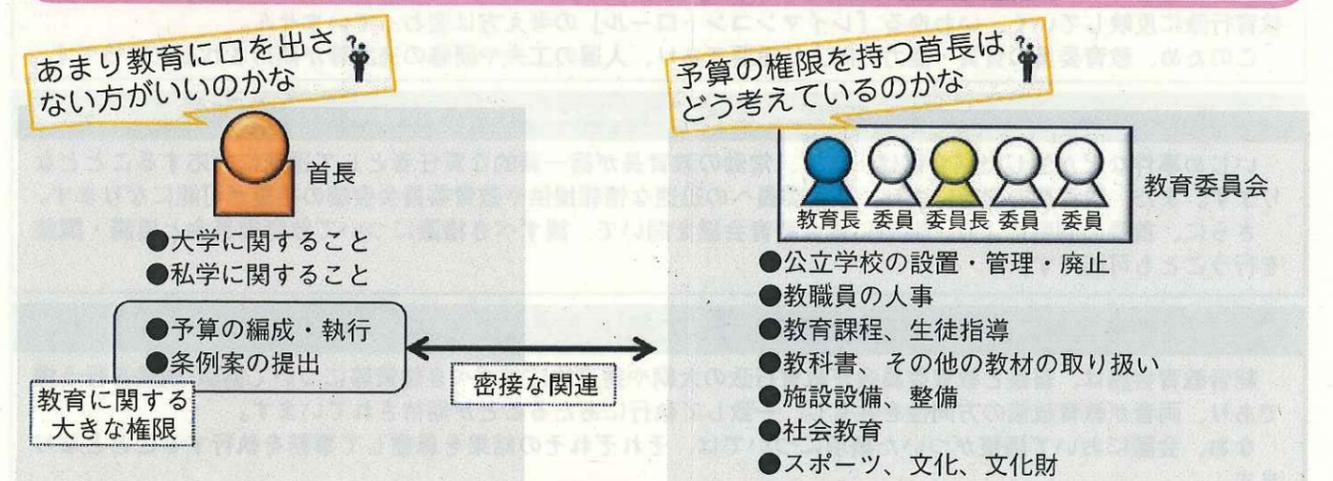
## 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数 1 / 3 以上からの会議の招集の請求
  - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

### POINT ③ 総合教育会議

## すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



### 総合教育会議の設置

## 総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

### POINT ④ 大綱

## 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

## 亀岡川東学園概要

- 1 開 校 平成27年(2015年)4月1日 開校式 平成27年4月9日(木)
- 2 愛 称 亀岡川東学園(亀岡市馬路町溝ノ上14番地4)
- 3 教育目標 小中9年間を通して「未来を創造する力(主体的に自己形成を図る力)」を培い ふるさと川東を愛する心を育てる
- 4 めざす児童・生徒像 「夢と希望を持ち 自らの可能性に挑戦し続ける川東の子」
  - (1) 友だちと仲良く伸び合う子(互いを認め合い 仲間と共に伸びる生徒)
  - (2) 進んで学ぶ子(自ら目標をもち 意欲的、主体的に学び、考える生徒)
  - (3) 元気でたくましい子(心身を鍛え、生活を律することが出来る生徒)※( )内は生徒像
- 5 めざす学校像 「地域とともに歩み、その中で自分に自信をもって生きていく児童・生徒を育成する学校」
  - (1) 将来に生きる力を育む学校、(2) 絆を大切にする学校、(3) 安全安心な学校
- 6 めざす教職員像・学校経営方針等 平成27年度当初に作成予定
- 7 教育システム 開校時は、5-4制で教育課程、カリキュラムを編成しスタート  
※ 今後検証し必要となれば変更(柔軟に対応)
- 8 特色ある教育活動
  - (1) 学力の充実・向上(知)
    - ① 学校高学年(5・6年)から部分教科担任制
    - ② 国語活動(英語)の充実(小学校1年生から外国語活動の導入)
    - ③ 学びの定着に係る取組(小学校から学期末テスト等の実施)など
  - (2) 人間性・社会性の育成(徳)
    - ① 異年齢集団による多様な活動の充実
    - ② 学校・家庭・地域社会が一体になった教育活動の推進など
  - (3) 体力・競技力の向上(体)
    - ① 小学校高学年(6年)から部活動参加
    - ② 陸上交歓大会や駅伝大会に向けた中学校教員の専門的指導の実施など
- 9 校時表・授業時間
  - ① 始 業 午前8時15分
  - ② 授業時間 小学校1~6年(45分)、中学校7~9年(50分)
- 10 教育課程、カリキュラム作成
  - ① 義務教育9年間の一貫したカリキュラムを作成
  - ② 外国語活動については教育課程内外を運用して作成



## 利用者負担のイメージ

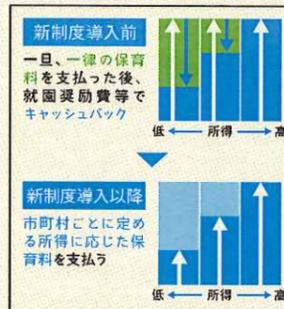
新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決めます。

保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度としています。

●教育標準時間認定(1号給付)を受ける子どもについては、  
現行の私立幼稚園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助額を差し引いて設定。

### 幼稚園、認定こども園

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)  
※右記の金額は国が定めた上限額です(実際にかかる費用が限度額となります)\*1



- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。  
(階層区分の条件などは自治体ごとに異なります)
- 実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。

| 階層区分                    | 保育料上限額  |
|-------------------------|---------|
| ①生活保護世帯                 | 0円      |
| ②市町村民税非課税世帯             | 3,000円  |
| ③市町村民税所得割課税額 77,100円以下  | 16,100円 |
| ④市町村民税所得割課税額 211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上 | 25,700円 |

### 保育所、認定こども園、小規模保育(3歳未満のみ)

保育認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)  
※右記の金額は国が定めた上限額です(実際にかかる費用が限度額となります)\*1

| 階層区分               | 保育料上限額   |         |          |          |
|--------------------|----------|---------|----------|----------|
|                    | 3歳以上     |         | 3歳未満     |          |
|                    | 保育標準時間   | 保育短時間   | 保育標準時間   | 保育短時間    |
| ①生活保護世帯            | 0円       | 0円      | 0円       | 0円       |
| ②市町村民税非課税世帯        | 6,000円   | 6,000円  | 9,000円   | 9,000円   |
| ③所得割課税額 48,600円未満  | 16,500円  | 16,300円 | 19,500円  | 19,300円  |
| ④所得割課税額 97,000円未満  | 27,000円  | 26,600円 | 30,000円  | 29,600円  |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | 41,500円  | 40,900円 | 44,500円  | 43,900円  |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | 58,000円  | 57,100円 | 61,000円  | 60,100円  |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | 77,000円  | 75,800円 | 80,000円  | 78,800円  |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 | 104,000円 | 102,400円 |

- 所得の階層ごとに保育料が設定されます。  
(階層区分の条件などは自治体ごとに異なります)
- 保育が必要な時間により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分けられます。

\*1: 保育料は実際にかかる費用が限度額となりますので、例えば実際に子どもの保育にかかる費用が50,000円の場合、⑥~⑧の階層に該当する場合であっても、50,000円が保育料の上限となります。

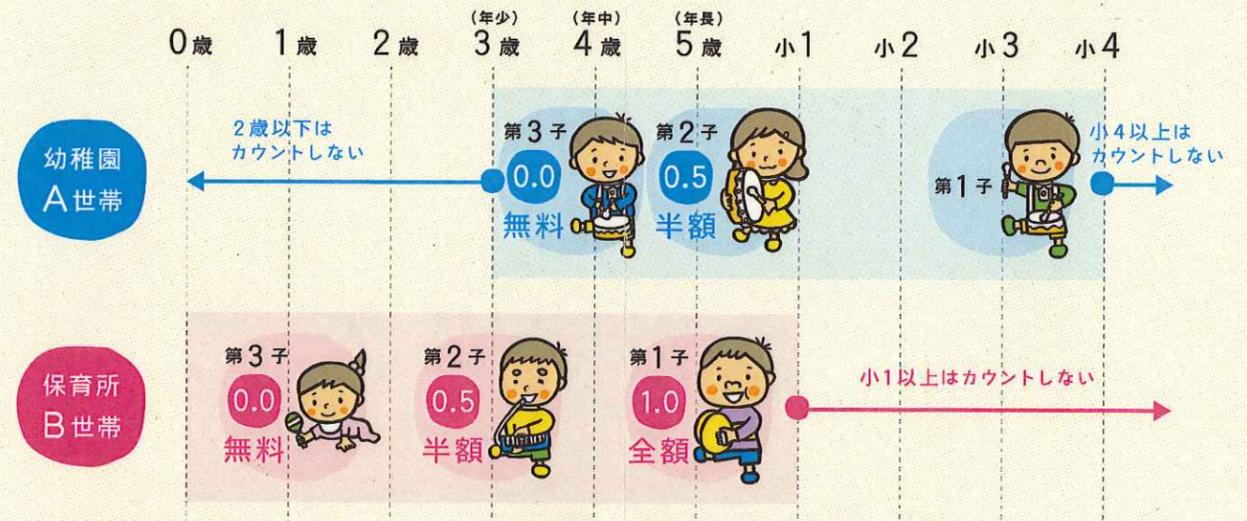
### 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- 幼稚園では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合(成長して小4以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合(成長して小1以上になった場合)は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



●内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

※認定こども園の場合、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定を受ける子どもについては保育所と同様になります。  
※小規模保育を利用する場合、保育所と同様になります。

！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



# 亀岡市立幼稚園保育料の改定(案)について

| 階層区分                          | 推定<br>年収 |    | 現行保育料<br>(減免後) |   | 新保育料(案)  | (参考)1号認定<br>国基準 |
|-------------------------------|----------|----|----------------|---|----------|-----------------|
| 生活保護を受けている世帯                  |          | 月額 | 417円           | ⇒ | 0円       | 0円              |
|                               |          | 年額 | 5,000円         |   | 0円       | 0円              |
| 市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税) | 約270万円まで | 月額 | 5,333円         |   | 3,000円   | 3,000円          |
|                               |          | 年額 | 64,000円        |   | 36,000円  | 36,000円         |
| 市民税所得割課税額77,100円以下            | 約360万円まで | 月額 | 7,000円         |   | 7,000円   | 16,100円         |
|                               |          | 年額 | 84,000円        |   | 84,000円  | 193,200円        |
| 市民税所得割課税額211,200円以下           | 約680万円まで | 月額 | 7,000円         |   | 9,000円   | 20,500円         |
|                               |          | 年額 | 84,000円        |   | 108,000円 | 246,000円        |
| 上記以外                          | 約680万円以上 | 月額 | 7,000円         |   | 11,000円  | 25,700円         |
|                               |          | 年額 | 84,000円        |   | 132,000円 | 308,400円        |

※多子世帯に対して、第2子半額、第3子無償とする。

※市民税所得割課税額及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

※平成27年4月からの利用者負担額(保育料)は、8月分までは平成26年度の市民税額(平成25年1月～12月の所得に係るもの)により、9月分以降は平成27年度の市民税額(平成26年1月～12月の所得に係るもの)により決定されます。

※利用者負担額(保育料)については、今後、市議会3月定例会に条例案を提案し、議決により決定する予定です。

# 亀岡市立幼稚園一時預かり事業の実施について（案）

平成26年10月から、試行実施しています預かり保育について、保護者ニーズの高まりもあり、平成27年度から本実施します。

## 位置付け

教育課程に係る教育時間外の教育活動（学校教育法第25条・幼稚園教育要領）に位置づけられております。また、子ども・子育て支援法第59条にも一時預かり事業は掲げられております。

## 実施場所

亀岡市立幼稚園 2階保育室

## 利用対象者

在園幼児の保護者が次のいずれかに該当することにより、当該幼児を保育することが困難と認められる場合に利用できます。

- (1) 保護者の就労又は就学により、保育が必要な状況にある者
- (2) 保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった者
- (3) 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (5) その他前各号に準ずる状態にあること。

## 利用定員

1日30名

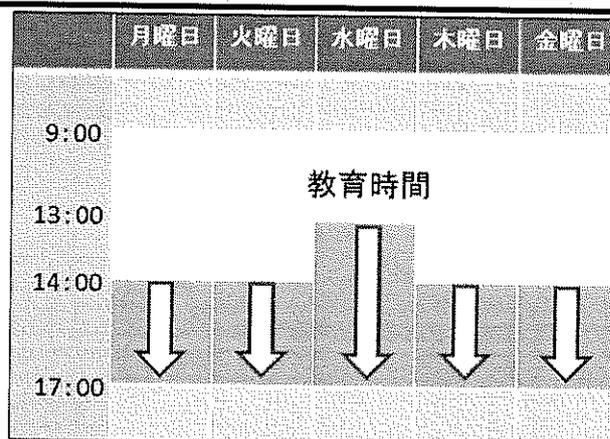
## 保育料

| 区 分                | 預かり保育料            |
|--------------------|-------------------|
| 教育時間終了後から17時まで     | 1人1時間当たり<br>100円  |
| 全実施日教育時間終了後から16時まで | 1人1月当たり<br>3,000円 |
| 全実施日教育時間終了後から17時まで | 1人1月当たり<br>4,000円 |

※ただし、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者以降半額とします。  
(同一世帯から3人就園の3人目も半額とする。)

## 実施時間

| 実施曜日   | 月・火・木・金                   | 水                         |
|--------|---------------------------|---------------------------|
| 教育時間   | 9:00<br>～<br>14:00<br>5h  | 9:00<br>～<br>13:00<br>4h  |
| 預り保育時間 | 14:00<br>～<br>17:00<br>3h | 13:00<br>～<br>17:00<br>4h |



次の休業日を除く平日に実施します。

（休業日）

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

総務文教常任委員会  
(亀岡市公契約要綱資料)

企画管理部契約検査課

# 亀岡市公契約要綱

## はじめに

亀岡市は、公契約の発注者として、「透明で公正な競争の促進」、「適切な労働条件、労働環境等に配慮した調達への推進」、「適正で良好な施工による品質の確保」、「地域経済への配慮」及び「安全・安心の確保」を基本とする入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に responding していくこととします。

この公契約要綱は、前述の観点から、本市における公契約の基本理念を明確にするとともに、発注者として取り組む具体的な内容を示すものです。

また、この要綱については、今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に内容を見直していくこととしています。

(注) この要綱において「公契約」とは、亀岡市が締結する亀岡市に代金支払い義務が発生する双務契約とします。

## 1 目的

この要綱に基づき、公契約の適正化を行うことにより、公契約に対する市民の信頼を確保し、市民福祉の増進と安全・安心の確保及び地域経済の健全な発展に努めます。

## 2 基本方針

市は、次に掲げる事項を公契約の基本として調達を実施するものとします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正が確保されること
- ◇適切な労働条件及び労働環境が確保されること
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスが確保されること
- ◇談合その他の不正行為及び暴力団を排除すること
- ◇地域経済に配慮した発注を基本とすること
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安全・安心を確保すること

### 3 市が取り組むべき内容

上記の基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。

※具体的取組事項は【別紙】による。

#### (1) 公正な競争の確保

- ◆建設工事においては、一般競争入札の拡大に努めるとともに電子入札による公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止などコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しにより、行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応を強化します。

#### (2) 地域経済への配慮と優良な企業の育成の促進

- ◆市内事業者への発注を原則とします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の育成に努めます。
- ◆災害対応などで地域の安全・安心に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆亀岡市暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までの過程において、不良不適格業者を排除します。

#### (3) 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働条件と労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆資格審査と工事完了検査において労働環境確保のための厳格なチェックを行います。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

#### (4) 事業活動における社会貢献の評価

- ◆障害者優先調達推進法等に配慮した調達に努めます。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

### 4 公契約の相手方に求める内容

基本方針を踏まえ、関係法令を遵守し、公正な競争及び契約の誠実な履行を行う

とともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

(1) 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働条件と労働環境の確保

◆公契約に従事する労働者の適切な労働条件及び労働環境の確保を求めます。

- ・労働関係法令等の遵守の徹底
- ・契約履行に係る誓約書の提出
- ・施工体系図及び施工体制台帳の提出
- ・不適正事案における調査への協力
- ・下請重層化の抑制

(2) 事業活動における社会貢献の実施

◆防災等の地域の安全・安心活動への参加と協働を求めます。

◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

## 【別紙】

### 1 健全な競争環境を確保する取組

#### (1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格3,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 電子入札対象工事を順次拡大してきたが、今後、電子入札を全面的に実施する。
- 予定価格公表時期の見直しを行う。

#### (2) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
  - ・コンプライアンス推進本部を活用し、コンプライアンス向上に向けて組織的に取り組む。
  - ・「亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱」に基づき、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。
  - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
  - ・業者研修会等を活用し、事業者のコンプライアンス意識の向上を図る。
- 贈賄、談合等不正事案に対しては、厳格に指名停止措置を行う。

#### (3) ダンピング対策の取組

- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 最低制限価格設定対象案件の拡充を検討する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。

### 2 地域経済への配慮と優良な企業の育成を促進する取組

#### (1) 地元業者への発注

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が市内に無いか、極めて少数の場合を除き、原則として市内業者への発注に努める。
- 下請負先が市内業者の場合、工事成績評価において加点する。

## (2) 総合評価競争入札の活用

- 企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等について評価する。
- 評価基準を細分化する。

## (3) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 不良不適格業者を排除するため関係機関と連携する。

## 3 適切な労働条件及び労働環境を確保する取組

- 労働関係法令等の遵守を契約に明記する。
- 契約履行に関する誓約書の提出を求める。
- 保険年金等加入状況を確認するとともに、適正な指導を行う。
- 建退共一件書類の提出と納付確認を行う。
- 作業環境確認写真の提出により検査時に確認を行う。
- 事業者の安全訓練実施の確認を行う。
- 労働者の雇用の安定を図るために、長期継続契約を活用する。
- 最低制限価格設定により労働者へのしわ寄せを防止する。

## 亀岡市公契約要綱制定に係る取組み経過

|                  |     |  |
|------------------|-----|--|
| 平成23年<br>(2011年) | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事(競売入札妨害)</li> <li>・工事、工事に係る業務委託について予定価格の事前公表実施</li> </ul>   |
|                  | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札・契約事務改善及び職員倫理確立等検討委員会を設置<br/>職員倫理の一層の確立と入札・契約制度の当面の改革について検討を行う。</li> <li>・市議会において 公契約条例に関する請願 を採択</li> <li>・地方自治法第125条に基づき請願の処理の経過及び結果報告の請求を求められる(12月21日付23議第1221号)</li> </ul> |
| 平成24年<br>(2012年) | 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀岡市総合評価競争入札試行要綱制定</li> <li>・亀岡市総合評価競争入札審査委員会設置要綱制定</li> <li>・亀岡市低入札価格調査制度の取扱い要領制定</li> </ul>   |
|                  | 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札・契約事務改善及び職員倫理確立等検討委員会から 亀岡市に対する提言書が提出される。</li> </ul>   |
|                  | 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例に係る庁内検討委員会を設置<br/>公契約条例に係る調査研究及び検討を行う。</li> </ul>   |
|                  | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀岡市指名停止措置要綱一部改正<br/>不当要求、不良・不適格業者に対する罰則を強化<br/>不当な情報提供要求3箇月→18箇月 贈賄24箇月→36箇月<br/>談合24箇月→36箇月</li> </ul>  |
|                  | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例についてのアンケート実施<br/>(事業者137事業者、従業員102人、回答86事業者、49人)</li> </ul>   |
|                  | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀岡市建設業協会から要望書(公契約条例制定に反対)提出</li> </ul>   |
| 平成25年<br>(2013年) | 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例に係る庁内検討委員会、公契約条例に係る調査研究結果報告書を取りまとめ市長に報告</li> <li>・総務文教常任委員会(2月20日開催)において説明</li> </ul>   |
|                  | 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択された請願に対する処理の経過及び結果について、市議会に対し文書報告(3月21日付24総第1190号)</li> </ul>  |
|                  | 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約適正化に係る庁内検討委員会を設置<br/>本市公契約のルール(公契約要綱)と公契約の適正化に関する検討を行う。</li> </ul>  |

## 亀岡市公契約要綱制定に係る取組み経過

|                  |   |
|------------------|---|
| 平成26年<br>(2014年) | 4月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に係る取扱要綱施行<br/>本市が行う入札・契約事務に関して職員が受ける不当な情報提供要求などへの対応について要綱を制定し、4月1日から施行。</li> <li>・契約履行に係る誓約書徴取<br/>契約の適正な履行及び公契約に従事する労働者の労働条件・労働環境などの確保を図ることを目的として、4月1日から誓約書の提出を求める。</li> </ul> |
| 6月               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)一部改正<br/>(公布・施行6月4日)</li> <li>・入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)一部改正<br/>(公布6月4日、施行1年以内)</li> <li>・建設業法一部改正(公布6月4日、一部6月4日から施行)</li> </ul>  |
| 9月               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正品確法に基づく基本方針、改正入契法に基づく適正化指針を閣議決定</li> <li>・亀岡市入札制度等検討委員会を設置<br/>本市が実施するべき入札・契約制度等の改善方策等について意見を求める。<br/>本市が策定する公契約要綱に関する意見を求める。</li> </ul>  |
| 10月              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 亀岡市入札制度等検討委員会<br/>公契約要綱(案)について協議、意見をいただく。</li> </ul>  |
| 平成27年<br>(2015年) | 1月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 亀岡市入札制度等検討委員会<br/>公契約要綱(案)について協議、意見をいただき、要綱(案)承認</li> <li>・改正品確法第22条に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」策定<br/>(国土交通省)</li> </ul>  |